

## II 基本的な考え方

基本法においては、地域計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）においては、地域計画における目標は、原則として、基本計画に即して設定すると規定されている。また、徳島県と一体となって大規模自然災害を迎え撃つ「強靱な鳴門市」をつくりあげるためには、徳島県地域計画と調和を図る必要がある。このため、次のように「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「基本的な方針」を設定する。

### 1 基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 鳴門市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 市民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
- (4) 迅速な復旧・復興を可能にする

### 2 事前に備えるべき目標

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る
- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 3 鳴門市の強靱化を推進する上での基本的な方針

- (1) 本市強靱化に向けた取組姿勢
  - ・ 本市の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討し、取組みにあたること
  - ・ 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念とEBPM（証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組みにあたること
  - ・ 国、県をはじめ関係機関等との連携協力による取組みについても取り入れるなど、本市の総力を挙げた取組みとすること
  - ・ 本市が有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること
  - ・ 事前復興の取組みを推進すること
  - ・ 「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進
    - 持続可能な環境や社会の実現に向け、2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献するため、当計画に掲げた重要業績指標（KPI）とSDGsとの対応関係を明らかにし、取組みを着実に推進すること

◆SDGsの17の目標 (対応目標・・・太字)

- ①あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- ②飢餓を終わらせ、食料安全保障と栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- ③あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- ④すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- ⑤ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- ⑥すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- ⑦すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- ⑧包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
- ⑨強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- ⑩各国内及び各国間の不平等を是正する
- ⑪包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- ⑫持続可能な生産消費形態を確保する
- ⑬気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- ⑭持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- ⑮陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- ⑯持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- ⑰持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



※SDGsとは

2015年9月の国連総会で、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。

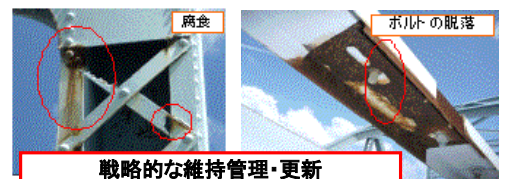
2030年までの「持続可能な開発目標（SDGs）」として、17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられ、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」社会の実現を目指し、国連に加盟するすべての国が、あらゆる形態の貧困や飢餓の撲滅、質の高い教育の確保、気候変動やその影響の軽減などの取り組むこととしています。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・ 災害リスクと地域の特性に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること
- ・ 「自助」、「共助」、及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと
- ・ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用できる対策となるよう工夫すること

(3) 効率的な施策の推進

- ・ 市民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること
- ・ 既存の社会資本を有効活用すること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること
- ・ 限られた資金を最大限に活用するため、PFIによる民間資金の活用を図ること
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること



(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・ 本市の特性を踏まえた、独自のものとして、先進的な取組みを反映すること
- ・ 人のきずなや地域コミュニティ機能を強化し、社会全体の強靱化を推進すること
- ・ 各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること
- ・ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮し、施策を講じること
- ・ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなど、自然との共生を図ること
- ・ 「臨時情報」が発表された場合における防災対応への取組みを推進すること

**徳島県南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応方針の特色**

**地域特性を考慮した避難対象区域の設定**

県内全域を3つに区分

津波到達予想時間 48分 (県北部)

津波なし (内陸部)

津波到達予想時間 4分 (県南部)

**津波に加えて揺れ(主砂災害、家屋倒壊)も災害リスクの対象**

津波

家屋倒壊

土砂災害

**自力避難困難者、要配慮者、一般の方に区分した避難の考え方を提示**

自力で避難困難な方

要配慮者

一般住民の方

**避難行動を分かりやすくタイムラインで整理**

避難行動のタイムライン

避難場所での滞在

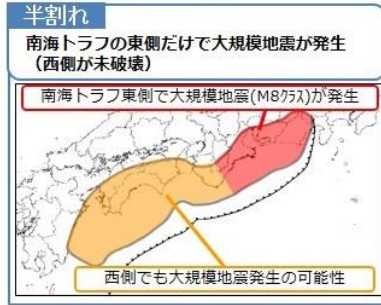
避難所生活(1週間)

■国WG(報告)との比較		国	徳島
対象とする異常現象	半割れ、一部割れ、ゆっくりすべり	半割れ、一部割れ、ゆっくりすべり	半割れ、一部割れ、ゆっくりすべり
避難対象区域	北部(沿岸)、南部(沿岸)、内陸部	全域	全域
想定する災害リスク	津波、地震の揺れ(揺動性・土砂災害)	津波	津波
避難対象者	自力避難困難者、要配慮者、一般の方	要配慮者、それ以外の方	要配慮者、それ以外の方
避難期間	1週間	1週間	1週間
タイムライン	あり	なし	あり

**徳島モデル・防災対応方針**

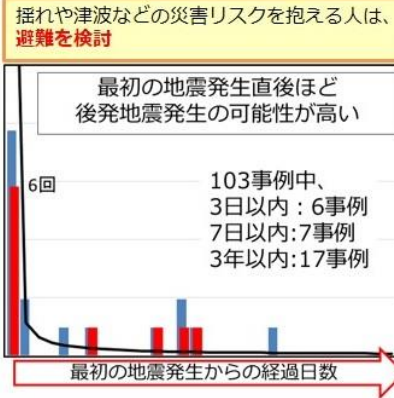
- 災害リスクに応じたきめ細やかな地域区分
- 避難対象者を3区分
- 想定災害を津波に加え、耐震・土砂災害を対象
- タイムラインで分かりやすく

■避難を検討するケース



直近2回の地震は**時間差で発生**

- 安政東海地震・安政南海地震 (32時間)
- 昭和東南海地震・昭和南海地震 (2年間)



- ・ 支援の長期途絶に備えた取組みを推進すること
- ・ 「フェーズフリーのまち鳴門」を推進すること  
    普段の「日常時」と災害発生時の「非常時」の垣根をなくす「フェーズフリー」  
    の考えを市施策に導入することを推進し、市民に対しても周知啓発を行うことで、  
    日常から自然と災害に備えることができるまちを実現する。